

保健所事業概要

平成 27 年 (2015年) 版

市立函館保健所

函館市民憲章

わたくしたちは、北海道の文化発祥の地、函館に住む市民です。

山と海にかこまれた美しい自然を誇り、すぐれた市民性をはぐくんできた函館を、いっそう住みよい都市に発展させるため、わたくしたち市民とまちの理想像をかかげ、ここに市民憲章を定めます。

- 1 真心あふれる函館市民、あたたかいまち
- 1 健康で働く函館市民、にぎわうまち
- 1 文化を誇る函館市民、はぐくむまち
- 1 自然を生かす函館市民、きれいなまち
- 1 郷土を愛する函館市民、のびゆくまち

(昭和52年5月3日制定)

スポーツ健康都市宣言

わたくしたち函館市民は、スポーツと健康づくりを通じて、からだと心を鍛え、活力あふれるまちづくりをめざし、ここに「スポーツ健康都市」を宣言します。

- 1 スポーツと健康づくりに励み、たくましいからだと豊かな心を育てます。
- 1 スポーツと健康づくりに親しみ、明るくすこやかな生活を営みます。
- 1 スポーツと健康づくりを通じて、友情とふれあいの輪を世界に広がります。

(平成4年10月10日制定)

いきいき長寿都市宣言

憲法にうたわれている基本的人権が尊重され、いつまでも生きがいを持ち、健やかに暮らせる社会を築くことは、わたくしたち函館市民みんなの願いです。

美しい自然に恵まれ、何よりも福祉を大切にすることのうちに、共に力を合わせて、心から長寿を喜び合えるまち函館を実現することをめざし、ここに「いきいき長寿都市」を宣言します。

- 1 長い間社会の発展に尽くしてきた高齢者が、敬愛され、尊重されるまちをめざします。
- 1 豊かな知識と経験をもった高齢者が、社会の一員として自らいきいきと活動できるまちをめざします。
- 1 家庭のやすらぎと地域の温かさに包まれて暮らせるやさしいまちをめざします。
- 1 生活をより豊かにする保健、医療福祉などが充実され、いつまでも健康で安心して暮らせるまちをめざします。
- 1 だれもがひとしく憩い、集い合う安全で快適に暮らせるまちをめざします。

(平成6年12月10日制定)

目 次

【Ⅰ 概 況 編】

| | |
|----------------------------|----|
| 1 函館市の概況 | |
| ■位置, 市勢 | 1 |
| ■位置と面積 | 1 |
| ■人口および世帯数の推移 | 2 |
| ■年齢階級別人口 | 2 |
| ■人口動態 | 2 |
| 2 函館の保健衛生史 | 3 |
| 3 保健所の沿革 | 6 |
| 4 組織機構 | |
| (1) 機 構 | 11 |
| (2) 職員数 | 12 |
| (3) 事務分掌 | 13 |
| 5 保健所関連施設 | 14 |
| 6 予 算 | 15 |
| 7 各種協議会・専門委員会 | |
| (1) 市立函館保健所感染症診査協議会 | 16 |
| (2) 函館市予防接種健康被害調査委員会 | 16 |
| (3) 函館市エイズ対策推進協議会 | 16 |

【Ⅱ 保健衛生編】

| | |
|--|----|
| 1 精神保健 | |
| (1) 精神保健福祉相談事業 | 17 |
| (2) 家族支援 | 18 |
| (3) 普及啓発事業 | 18 |
| (4) 自殺予防対策事業 | 18 |
| (5) 依存症対策事業 | 19 |
| 2 難病対策 | |
| (1) 特定医療費（指定難病）支給制度, 特定疾患・先天性血液凝固因子障害等 治療研究事業 | 20 |
| (2) 在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成事業 | 21 |
| (3) 難病患者在宅療養支援計画策定・評価事業 | 21 |
| (4) 難病患者訪問相談事業 | 22 |
| (5) 難病患者訪問指導（診療）事業 | 22 |
| (6) 難病医療相談事業 | 22 |
| (7) 難病患者サポート教室 | 22 |
| (8) ウイルス性肝炎進行防止対策医療給付状況（肝炎治療特別促進事業） | 23 |
| (9) ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療給付事業 | 23 |

| | | |
|-----|----------------------|----|
| 3 | 感染症予防 | |
| (1) | 感染症発生届出数 | 24 |
| (2) | H I V (エイズウイルス) 抗体検査 | 25 |
| (3) | 肝炎ウイルス検診 | 25 |
| (4) | 風しん抗体検査 | 26 |
| (5) | エキノコックス症検診 | 26 |
| (6) | 結核対策 | 26 |
| (7) | 予防接種 | 29 |
| 4 | 保健師活動 | |
| (1) | 健康相談 | 30 |
| (2) | 健康教育 | 30 |
| (3) | 家庭訪問 | 31 |
| (4) | 健康診査 | 31 |
| 5 | 夜間急病センター | 32 |
| 6 | 実習および研修の受け入れ | |
| (1) | 実習指導 | 34 |

【Ⅲ 生活衛生編】

| | | |
|-----|-----------------------------|----|
| 1 | 環境衛生 | |
| (1) | 施設および監視指導 | 35 |
| (2) | 市民相談 | 37 |
| (3) | 「函館市空き地の雑草等の除去に関する条例」の制定・施行 | 37 |
| 2 | 食品衛生 | |
| (1) | 監視指導対象施設数 | 38 |
| (2) | 監視指導状況 | 38 |
| (3) | 食品検査 | 41 |
| (4) | 苦情処理 | 42 |
| (5) | 食中毒 | 42 |
| (6) | 食肉検査 | 43 |
| (7) | 衛生教育 | 43 |
| 3 | 動物衛生 | |
| (1) | 畜犬の登録・予防注射等 | 44 |
| (2) | 畜犬等に関する相談・苦情 | 44 |
| (3) | 施設および監視指導 | 44 |
| 4 | 医務・薬事 | |
| (1) | 医務関係 | 45 |
| (2) | 薬事関係 | 47 |
| (3) | 献血 | 48 |
| (4) | 薬物乱用防止に関する広報・啓発活動 | 48 |
| 5 | 衛生試験所の業務 | 49 |

【IV 統計編】

第1章 人口動態統計

| | | |
|---|------------|----|
| 1 | 人口動態の概要 | 50 |
| 2 | 出生 | 53 |
| 3 | 死亡 | 56 |
| 4 | 乳児死亡・新生児死亡 | 67 |
| 5 | 死産 | 68 |
| 6 | 周産期死亡 | 69 |
| 7 | 婚姻・離婚 | 70 |

第2章 母体保護統計

| | | |
|---|--------|----|
| 1 | 不妊手術 | 71 |
| 2 | 人工妊娠中絶 | 72 |

第3章 食中毒統計

第4章 医療関係統計

| | | |
|---|-------------|----|
| 1 | 医療施設 | 74 |
| 2 | 医療従事者数 | 75 |
| 3 | 人口10万対でみた指標 | 75 |



本書を利用される皆様へ

- 1 本書は，平成26年（年度）の数値を記載したものである。
なお，資料中の年表示は，暦年については1月1日～12月31日，年度は4月1日～翌年3月31日を示すものである。
- 2 数値の単位未満，平均値および指数等の算出方法は，四捨五入を原則としたため，合計数値とその内訳の累計値とは一致しない場合がある。
- 3 統計表中で使用した一般的な記号の用途は次のとおりである。
 - 「0」 ……単位未満のもの
 - 「－」 ……皆無，または該当数字のないもの
 - 「…」 ……資料がないか不明のもの
 - 「・」 ……計数のありえないもの





I 概 況 編

- 1 函館市の概況
- 2 函館の保健衛生史
- 3 保健所の沿革
- 4 組織機構
- 5 保健所関連施設
- 6 予 算
- 7 各種協議会・専門委員会



1 函館市の概況

■位 置

函館市は、北海道の渡島半島南東部に位置し、面積677.83km²、東・南・北の三方を太平洋・津軽海峡に囲まれ、気候は、積雪量も比較的少なく、温暖で恵まれた自然環境を有する生活しやすい地域である。

特に、函館市民の憩いの場ともなっている函館山は、この地帯を北限とする杉をはじめ、動植物の宝庫であるため学術的にも貴重であり、四季を通じて豊かな自然を観察することができる。

■市 勢

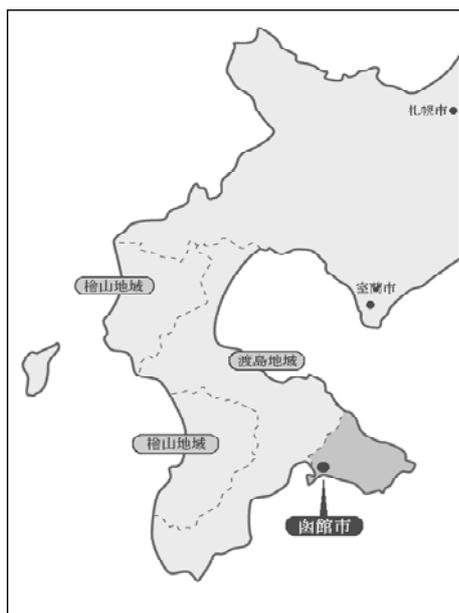
当市は、日米修好通商条約により、安政6年（1859年）に横浜・長崎とともに日本最初の国際貿易港として海外に門戸を開き、いち早く西欧文化を取り入れるなど、長い歴史と文化を有する、異国情緒豊かな街である。

平成16年12月1日には戸井町・恵山町・楸法華村・南茅部町との合併により、人口約30万人の新「函館市」が誕生、さらには、平成17年10月1日に中核市に移行し、豊かな海を擁する国内屈指の水産都市として、「函館国際水産・海洋都市構想」を推進するなど、中核市のスケールメリットを活かした、21世紀を展望したまちづくりに取り組んでいる。

当地域では、2015年度（平成27年度）末までの北海道新幹線開業を見据えた中心市街地活性化の推進をはじめ、新函館北斗駅からの二次交通の整備、自動車道の高速交通ネットワークの形成など、総合交通体系の整備拡充を図るとともに、観光資源・施設やコンベンション機能の拡充を図り、国際観光都市として世界に通用する、通年・滞在型観光を目指したまちづくりを進めているところである。

保健衛生においては、函館市総合保健センターを中核施設として、全てのライフステージを通じた健康づくりと総合的な保健サービスを提供し、市民のだれもが健康的に暮らせるまちづくりを推進しているところである。そのなかにあつて市立函館保健所は、函館市における地域保健の専門的組織として、感染症・難病対策などの専門的保健サービスのほか、食品衛生、環境衛生、医務・薬事等に関する監視指導や各種の試験・検査業務を実施している。

■位置と面積



位 置 : 東経140度44分

北緯41度46分

面 積 : 677.83km²

広 ぼう : 東西41.1km

南北32.8km

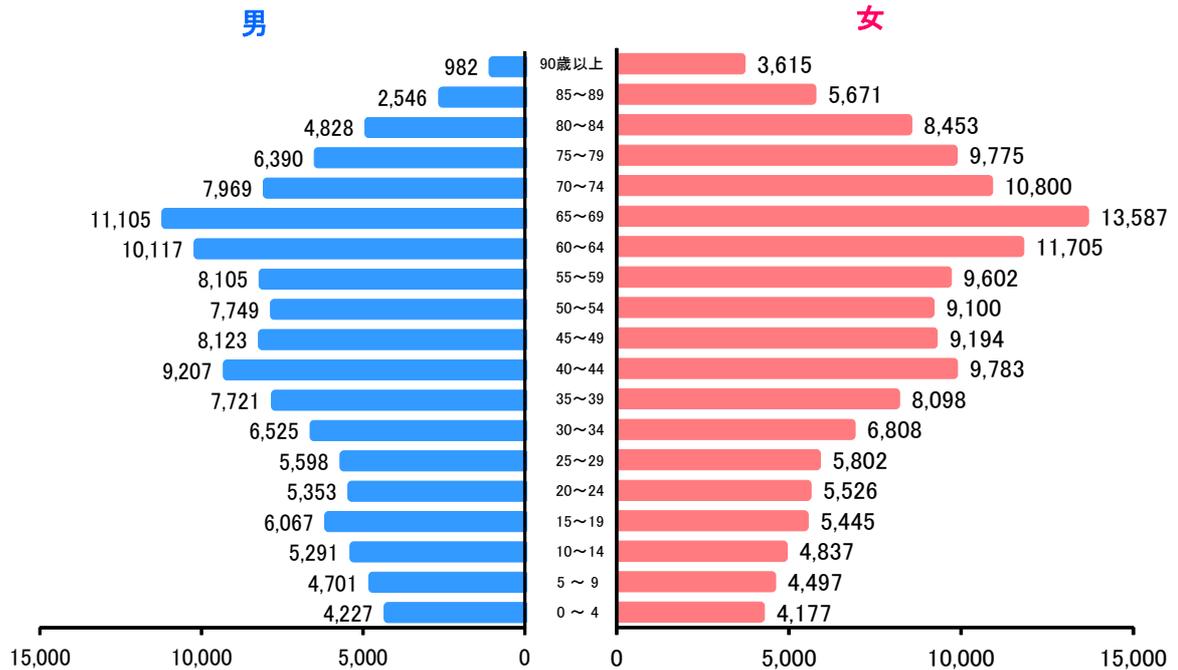
注：位置の基点は函館市役所の所在地。

■人口および世帯数の推移

| 年次 | 世帯数 | 人 口 | | | 備 考 |
|-------|---------|---------|---------|---------|-------------------|
| | | 総 数 | 男 | 女 | |
| 昭和40年 | 78,923 | 314,135 | 150,372 | 163,763 | 国勢調査(第10回) |
| 45年 | 90,170 | 322,497 | 153,738 | 168,759 | 〃(第11回) |
| 50年 | 103,040 | 334,416 | 158,937 | 175,479 | 〃(第12回) |
| 55年 | 113,911 | 345,165 | 163,875 | 181,290 | 〃(第13回) |
| 60年 | 116,977 | 342,540 | 160,865 | 181,675 | 〃(第14回) |
| 平成2年 | 120,151 | 328,493 | 152,198 | 176,295 | 〃(第15回) |
| 7年 | 125,189 | 318,308 | 146,683 | 171,625 | 〃(第16回) |
| 12年 | 127,593 | 305,311 | 140,151 | 165,160 | 〃(第17回) |
| 17年 | 128,411 | 294,264 | 134,868 | 159,396 | 〃(第18回) |
| 18年 | 140,928 | 293,883 | 135,274 | 158,609 | 住民基本台帳記載人口(9月30日) |
| 19年 | 141,341 | 290,572 | 133,383 | 157,189 | 〃() |
| 20年 | 141,891 | 287,194 | 131,634 | 155,560 | 〃() |
| 21年 | 142,370 | 284,546 | 130,386 | 154,160 | 〃() |
| 22年 | 142,774 | 282,089 | 129,137 | 152,952 | 〃() |
| 23年 | 143,257 | 279,515 | 127,838 | 151,677 | 〃() |
| 24年 | 143,899 | 277,725 | 126,835 | 150,890 | 〃() |
| 25年 | 144,101 | 275,139 | 125,603 | 149,536 | 〃() |
| 26年 | 143,925 | 272,146 | 124,160 | 147,986 | 〃() |
| 27年 | 143,810 | 269,079 | 122,604 | 146,475 | 〃() |

※現在の函館市域に組み換え後の数値。
平成24年から外国人住民を含む。

■年齢階級別人口



(平成27年9月30日住民基本台帳)

■人口動態

| 年次 | 出 生 | | | 出生率 | 死 亡 | | | 死亡率 | 自 然 増 加 | 死 産 | 婚 姻 | 離 婚 |
|-------|-------|-----|-----|-----|-------|-------|-------|------|---------|-----|-------|-----|
| | 総 数 | 男 | 女 | | 総 数 | 男 | 女 | | | | | |
| 平成22年 | 1,827 | 922 | 905 | 6.6 | 3,424 | 1,764 | 1,660 | 12.3 | -1,597 | 84 | 1,320 | 636 |
| 23年 | 1,774 | 886 | 888 | 6.3 | 3,526 | 1,827 | 1,699 | 12.6 | -1,752 | 90 | 1,303 | 643 |
| 24年 | 1,697 | 849 | 848 | 6.1 | 3,528 | 1,817 | 1,711 | 12.7 | -1,831 | 58 | 1,282 | 538 |
| 25年 | 1,731 | 856 | 875 | 6.3 | 3,586 | 1,774 | 1,812 | 13.1 | -1,855 | 55 | 1,248 | 592 |
| 26年 | 1,611 | 813 | 798 | 5.9 | 3,603 | 1,795 | 1,808 | 13.3 | -1,992 | 58 | 1,241 | 573 |

2 函館の保健衛生史

| 西暦 | 年号 | 記 事 |
|------|-------|---|
| 1454 | 享徳 3年 | 河野征通，渡道してウスケシ（宇須岸）に館を築く。この館の形が箱に似ていたため，この地を“箱館”と呼んだという。 |
| 1793 | 寛政 5年 | 6月，ロシア使節ラックスマン，エカテリナ号で箱館に入港。 |
| | 文政年間 | 中川五郎治，露国より種痘の法の伝授をうけ帰国。 |
| 1824 | 文政 7年 | 天然痘流行。 |
| 1854 | 安政元年 | 日米和親条約締結。箱館，下田開港と決まる。ペリー艦隊箱館入港。 |
| 1855 | 2年 | 日米和親条約による補給港として開港。7月，津波。 |
| 1858 | 5年 | 米国人外科医G. M. ヘーツ来住。ついで露国医師も来て箱館の医術進歩する。 |
| 1859 | 6年 | 日米修好通商条約により6月2日（太陽暦7月1日）長崎，横浜とともに，わが国最初の貿易港として開港。 娼妓のため梅毒療法を実施。 |
| 1860 | 万延元年 | 山ノ上町に箱館医学所を着工，翌年，竣工（現在の市立函館病院の前身）。 |
| 1861 | 文久元年 | 5月，犬疫流行。 |
| 1867 | 慶応 3年 | 5月，医学に長じた栗本匏庵，箱館奉行となり，6月フランスに派遣される。 |
| 1869 | 明治 2年 | 蝦夷を北海道と改称。開拓使出張所を函館に置き「箱館」を「函館」に改めたという。 10月，函館病院で強制種痘をはじめる。 |
| 1872 | 5年 | 4月，開拓使外科医長スチュワルド・エルドリッジが函館病院に着任。 8月，函館病院内に医学校を設け，官私費生を募集。 |
| 1873 | 6年 | 7月，遊廓の梅毒検査実施。 |
| 1875 | 8年 | 2月，函館地方に天然痘が発生したが，防疫に努めたことにより大流行には至らなかった。 |
| 1877 | 10年 | コレラ流行，11月終息。患者81名中69名死亡。 |
| 1878 | 11年 | 12月，函館病院が芝居町（現船見町）の火事により類焼。 |
| 1879 | 12年 | 8月，コレラ流行，10月終息。患者102名中84名死亡。 |
| 1881 | 14年 | 7月，公立函館病院竣工。 |
| 1882 | 15年 | 6月，コレラ流行，10月終息。患者203名中145名死亡。 7月，検疫事務所を函館病院内に置く。 |
| 1885 | 18年 | 12月末現在，県立函館病院・公立豊川病院・私立梅毒病院・私立潮止病院の4病院医員19名，外に開業医61名，外国人医師1名，助産婦28名。 脚気患者889名，死亡98名。 |
| 1886 | 19年 | 7月，コレラ流行，11月終息。患者1,022名中846名死亡。 7月，天然痘流行，患者数100名中死者3分の1，翌年6月終息。 |
| 1889 | 22年 | 9月20日，上水道工事竣工。 |
| 1891 | 24年 | 天然痘再度流行し，26年に終息するまでに患者多数を出す。 |
| 1895 | 28年 | 赤痢流行，患者53名。 |
| 1899 | 32年 | 9月，コレラ流行，患者55名。衛生組合を設ける。 10月，区制実施（自治制）。 |
| 1900 | 33年 | 5月，函館病院焼失。 |
| 1902 | 35年 | 3月，区立伝染病院東川町（現新川町）に落成。 9月，コレラ流行。 |
| 1905 | 38年 | 9月，赤痢流行，39年最も激烈となり200名の患者を出したが，41年に至り減少，42年には2名にしかすぎなかった。 11月，函館病院新築。 |
| 1907 | 40年 | 8月，東川町より出火，焼失戸数12,390戸。函館病院も類焼。 |
| 1908 | 41年 | 1月，馬匹胸疫発生，6月流行終息。 |

| | | |
|------|-------|--|
| 1908 | 41年 | 4月, 精神病室, 函館病院から独立して区立函館精神病舎となる。 |
| 1909 | 42年 | 6月, 函館病院再築完成, 開業。 |
| 1911 | 44年 | 12月, レントゲン装置完成。 |
| 1918 | 大正 7年 | スペインかぜ (A/H1N1) 流行。 |
| 1922 | 11年 | 8月, 市制施行。人口148,855人。 |
| 1934 | 昭和 9年 | 3月, 函館大火 (住吉町より出火)。24,186戸焼失。死者2,054人, 行方不明者662人。 |
| 1939 | 14年 | 湯川町を編入。 |
| 1946 | 21年 | 銭亀沢村の一部を函館に編入。 発疹チフス・天然痘流行。 |
| 1949 | 24年 | 亀田村字港地区を函館に編入。 |
| 1950 | 25年 | 発疹チフス流行。 |
| 1954 | 29年 | 9月, 台風15号来襲, 青函連絡船洞爺丸沈没による死者をはじめ, 多大の被害を受けた。 |
| 1957 | 32年 | アジアかぜ (A/H2N2) 流行。 |
| 1960 | 35年 | 5月, チリ地震津波来襲, 最高水位2.13メートルにおよび臨港倉庫, 工場, 住宅が浸水被害を受けた。 |
| 1965 | 40年 | 9月, 水害発生。降雨量224.2mm (2日~7日), 流失1棟, 半壊1棟, 床上浸水976戸, 床下浸水4,806戸, 死者1名, 負傷者5名, その他被害は, 湯川町・谷地頭町をはじめ全市に及んだ。 |
| 1966 | 41年 | 12月, 銭亀沢村と合併。 |
| 1968 | 43年 | 香港かぜ (A/H3N2) 流行。 5月16日, 十勝沖地震発生, 震度5。学校をはじめ市内一円に多大の被害が発生し, 津波により朝市 (若松町) が浸水被害を受けた。 |
| 1970 | 45年 | 11月, 第22回北海道公衆衛生学会を, 函館市民会館において開催。 |
| 1973 | 48年 | 12月, 亀田市と合併。 |
| 1977 | 52年 | 5月, 「函館市民憲章」を制定。 |
| 1989 | 平成元年 | 5月, 老人保健施設が医療法人により市内で初めて開設。 11月, 市立函館病院分院ディ・ケア棟完成。 |
| 1992 | 4年 | 10月, 「スポーツ健康都市宣言」を制定。 10月, 訪問看護ステーションが社団法人北海道総合在宅ケア事業団により市内で初めて開設。 |
| 1993 | 5年 | 11月, 第45回北海道公衆衛生学会を, 函館市民会館において開催。 |
| 1994 | 6年 | 2月, 「函館市高齢者等保健・医療・福祉計画《いきいき長寿プラン21》」を福祉部等と策定。 12月, 「いきいき長寿都市宣言」を制定。 |
| 1995 | 7年 | 8月, 大雨による水害発生。降雨量162.0mm (27日~28日), 床上浸水69世帯, 床下浸水351世帯, 死者1名, 傾斜地の崩壊27件, その他被害は新湊町, 谷地頭町をはじめ全市に及んだ。 |
| 1997 | 9年 | 2月, 「障害者に関する新函館市行動計画」を福祉部等と策定。 8月, 第46回北海道公衆衛生大会を, 函館市民会館において開催。 |
| 2000 | 12年 | 2月, 「第2次函館市高齢者等保健・医療・福祉計画, 函館市介護保険事業計画」を福祉部等と策定。 4月, 介護保険制度開始。 10月, 市立函館病院を移転新築。 10月, 第44回精神保健北海道大会を, 函館市芸術ホールにおいて開催。 11月, 特例市に移行。 |

| 西暦 | 年号 | 記 事 |
|------|-----|--|
| 2003 | 15年 | 2月、「第3次函館市高齢者等保健・医療・福祉計画、第2期函館市介護保険事業計画」を福祉部等と策定。 3月、「健康はこだて21」および「第2次函館市母子保健計画」を策定。 11月、新潟県中越地震（10月23日発生）の被災地に保健師を派遣（11月2日～12月1日、2人×4班、新潟県長岡市）。 |
| 2004 | 16年 | 12月1日、戸井町・恵山町・楸法華村・南茅部町と合併。 |
| 2005 | 17年 | 2月、「函館市次世代育成支援行動計画」を福祉部等と策定。 10月1日、中核市に移行。 |
| 2006 | 18年 | 2月、「函館市障がい基本計画」を福祉部等と策定。 3月、「第4次函館市高齢者等保健・医療・福祉計画、第3期函館市介護保険事業計画」を福祉部等と策定。 4月、障害者自立支援法施行。 |
| 2007 | 19年 | 2月、「函館市障がい福祉計画」を福祉部等と策定。 8月、新潟県中越沖地震（7月16日発生）の被災地に保健師を派遣（8月15日～9月1日、2人×3班、新潟県柏崎市）。 |
| 2008 | 20年 | 4月、国の「麻しん排除計画」に基づき、平成24年度までの5年間、中学校1年生および高校3年生に相当する者への麻しん・風しん混合ワクチン接種を定期予防接種として実施。 9月、「健康はこだて21（改訂版）」を策定。 |
| 2009 | 21年 | 3月、「第2期函館市障がい福祉計画」を福祉部等と策定。 3月、「第5次函館市高齢者保健福祉計画、第4期函館市介護保険事業計画」を福祉部等と策定。 新型インフルエンザ（A/H1N1）流行。 |
| 2010 | 22年 | 4月、「函館市普通浴場の確保を図るための指針」を策定。 6月、「函館市温泉資源保護指針」を策定。 8月、「函館市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定。 |
| 2011 | 23年 | 3月11日、東北地方太平洋沖地震発生、震度4。津波により函館駅前地区からベイエリア地区一帯が大きな被害を受けた（同地震による災害およびこれに伴う原子力発電所事故による災害を「東日本大震災」と呼称）。 3月、東日本大震災被災地に保健師を派遣（3月18日～4月23日、2人×7班、岩手県宮古市）。 3月、「函館市障がい基本計画後期推進指針」を福祉部等と策定。 3月、「はこだてげんきな子 食育プラン（函館市食育推進計画）」を策定。 |
| 2012 | 24年 | 10月、第55回精神保健北海道大会を、函館市芸術ホールにおいて開催。 3月、「第6次函館市高齢者保健福祉計画、第5期函館市介護保険事業計画」を福祉部等と策定。 3月、「第3期函館市障がい福祉計画」を福祉部等と策定。 4月、組織再編により、保健所と福祉部を統合し、新設の保健福祉部内に保健所を位置付ける。 |
| 2014 | 26年 | 4月、「函館市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定。 10月、予防接種法施行令の一部改正により、水痘および高齢者の肺炎球菌感染症を対象疾病として定期の予防接種を実施。 |
| 2015 | 27年 | 1月、難病法施行。国の指定難病が56疾病から110疾病に拡大。 3月、「第7次函館市高齢者保健福祉計画、第6期函館市介護保険事業計画」を介護保険課等と策定。 7月、国の指定難病が306疾病に拡大。 |

3 保健所の沿革

| | |
|-------------|---|
| 昭和12年 4月15日 | 北海道庁立函館健康相談所（千歳町2番地）を開設し、主として結核を中心とする予防対策を行う。 |
| 19年10月 1日 | 北海道庁所管の函館健康相談所および健康保険相談所ならびに逋信省所管の簡易保険健康相談所を合併し、保健所法による北海道函館保健所（千歳町2番地）として新発足。その担当区域は、函館市・大島村・小島村・松前町・大沢村・吉岡村・福島町・知内村・木古内町・茂別村・上磯町・大野村・七飯村・亀田村・銭亀沢村・戸井村・尻岸内村・楳法華村・臼尻村・尾札部村・鹿部村の1市4町16村と定められ、この地区の公衆衛生業務を行う。 |
| 21年 8月31日 | 函館簡易保険健康相談所（新川町99番地）を、第2保健所と改称する。 規則改正により、北海道庁函館治療院（大森町37番地）は廃止され、保健所における性病予防の一環として併合運営することとなり、第3保健所と改称する。 |
| 22年 5月 3日 | 新憲法および地方自治法の施行により、従前、警察署で所管していた旅館、浴場、飲食営業等の許可関係事務および保健衛生に関する業務が、保健所に移管される。 |
| 23年 6月10日 | 保健所法施行令の公布により、道立函館保健所を函館市に移管し、市立函館保健所（C級）として設置される。 |
| 9月 1日 | 函館市予算による名実共に市立函館保健所として発足。所長・次長・医局、医務係・薬務係・予防係・防疫係・公衆衛生係の5係で業務運営を行う。 |
| 24年 9月 1日 | 函館市行政機構改正により、衛生部を解体し、ここに属していた防疫係および母子衛生係を合併して、4課15係・定員60名とし、次長制を廃止する。総務課（庶務係・医務係・薬務係）、診療課（第1診療係〈結核〉・第2診療係〈母子〉・第3診療係〈性病〉・試験検査係・保健看護係・エックス線係）、衛生課（食品衛生係・乳肉衛生係・環境衛生係）、予防課（防疫係・予防係・性病係）。 |
| 25年 4月 1日 | A級保健所に指定される。 |
| 8月 4日 | 発疹チフス流行時の防疫活動に対し、GHQ北海道本部長ジョン・エス・シワツァー氏より表彰を受ける。 |
| 11月11日 | 性病予防法の改正により第3保健所は廃止され、北海道立函館治療院となる。 |
| 26年 2月17日 | 旧市民館（西川町1番地：現豊川町1番）を改造し、移転する。 第2保健所を廃止。 |
| 4月 1日 | 性病診療所を併設。 |
| 4月14日 | 保健所事務分掌規則の一部を改正し、4課13係・定員79名とする。総務課（庶務係・医務係・薬務係）、衛生課（環境衛生係・食品獣疫係）、予防課（結核係・防疫係・母子衛生係・性病係・歯科衛生係）、保健指導課（衛生教育係・保健看護係・試験検査係）。 |
| 5月26日 | 市立函館保健所昇格ならびに移庁式挙行。 |
| 27年 4月 1日 | 保健所事務分掌規則の一部を改正し、総務課医務係と薬務係を合併し、医薬係とし、4課12係とする。 函館市行政機構改正により衛生課所管の市立消毒所と市立と場を保健所に併合し、衛生課は清掃課と改称され、汚物処理業務のみを行うこととなり、全般の保健衛生に関する業務は、保健所所管となる。 |
| 11月 1日 | 函館市優生保護相談所を併設。 |
| 29年10月 1日 | と場を経済部農林課に移管。 |
| 32年 6月 8日 | 函館市精神衛生相談所を併設。 |
| 33年 9月15日 | ふきん清掃運動および環境衛生地図を通じて、保健衛生を著しく向上させた功績により、第10回保健文化賞を受賞。 保健所創立10周年および保健文化賞受賞記念式典を挙行。 |

| | |
|-----------|---|
| 34年 3月31日 | 併設の性病診療所を廃止。 |
| 7月 1日 | 保健所事務分掌規則の改正により、4課11係・定員92名となる。庶務課（庶務係・医薬係・衛生教育係）、衛生課（環境衛生係・食品獣疫係）、予防課（結核係・防疫係・予防係・保健看護係）、衛生試験課（細菌検査係・理化学試験係）。 |
| 36年 1月 1日 | U2型保健所となる。 |
| 37年 4月 1日 | 函館市行政機構改正により、衛生部を新設し、保健所はその管轄下に入り、3課9係定員101名となり、予防係に試験検査室を設ける。業務課（業務係・衛生教育係・医薬係）、衛生課（環境衛生係・食品獣疫係）、予防課（予防係・防疫係・結核係・保健看護係）。衛生試験課は函館市衛生試験所（細菌検査係・理化学試験係）として独立する。衛生部に庶務課（庶務係）を新設。 |
| 38年 8月 9日 | 函館市行政機構改正により、保健所は3課10係となる。衛生課食品獣疫係を食品衛生係と獣疫係に分ける。衛生試験所に、臨床検査係を新設。 |
| 40年 5月 1日 | 衛生課環境衛生係内に専任の公害担当の職員を配置。 |
| 6月30日 | 精神衛生法の改正により、併設の函館市精神衛生相談所を廃止。 |
| 41年12月17日 | 函館市野犬抑留所開設。 |
| 42年 8月17日 | 函館市行政機構改正により、保健所は3課10係となる。業務課（医務薬事係・衛生教育係）、衛生課（生活環境係・営業衛生係・食品衛生係・畜犬と畜係）、予防課（結核係・防疫係・予防係・保健看護係）。衛生部庶務課に管理係を新設。 |
| 45年12月 1日 | 函館市行政機構改正により、衛生試験所理化学試験係を食品試験係と環境試験係に分ける。 |
| 46年 3月 1日 | 食生活改善普及推進員制度を創設。 |
| 48年 4月17日 | 函館市行政機構改正により、企画部に属していた公害対策課（調整係・対策係・調査係）を衛生部に移管。 |
| 5月 1日 | 函館市亀田母子健康センター開設。 |
| 10月 1日 | 新庁舎（五稜郭町16番1号）が完成し業務を開始する。 |
| 11月 1日 | 新庁舎落成式典挙行。 |
| 11月12日 | 分庁舎（末広町）内に西部健康相談室を開設。 |
| 12月 1日 | U1型保健所となる。 |
| 49年 7月24日 | 函館市行政機構改正により、「と畜検査室」を新設、保健所は3課1室10係となる。 |
| 50年 8月 1日 | 函館市行政機構改正により、公害対策課を新設の環境部に移管。 |
| 10月 1日 | 保健所事務分掌規則の一部改正により、衛生課の「生活環境係」を「環境衛生係」に、予防課の「結核係」「防疫係」「予防係」を「結核成人病係」「予防係」「保健係」に改める。 |
| 51年 6月 1日 | 保健所庁舎内に、公設民営による夜間急病センターを開設。 |
| 6月 7日 | 分庁舎内にあった西部健康相談室を豊川ビル1階（豊川町1番5号）に移転し、業務を開始する。 |
| 52年 3月31日 | 函館市消毒所を廃止。 |
| 8月27日 | 第1回市民健康教室を開催。 |
| 10月31日 | 函館市行政機構改正により、衛生部を廃止する。これにより衛生部庶務課および保健所業務課を統合、保健所管理課として庶務係、医務薬事係、衛生教育係の3係とする。保健所事務分掌の一部改正により、「と畜検査室」を「食肉検査所」に改める。 |

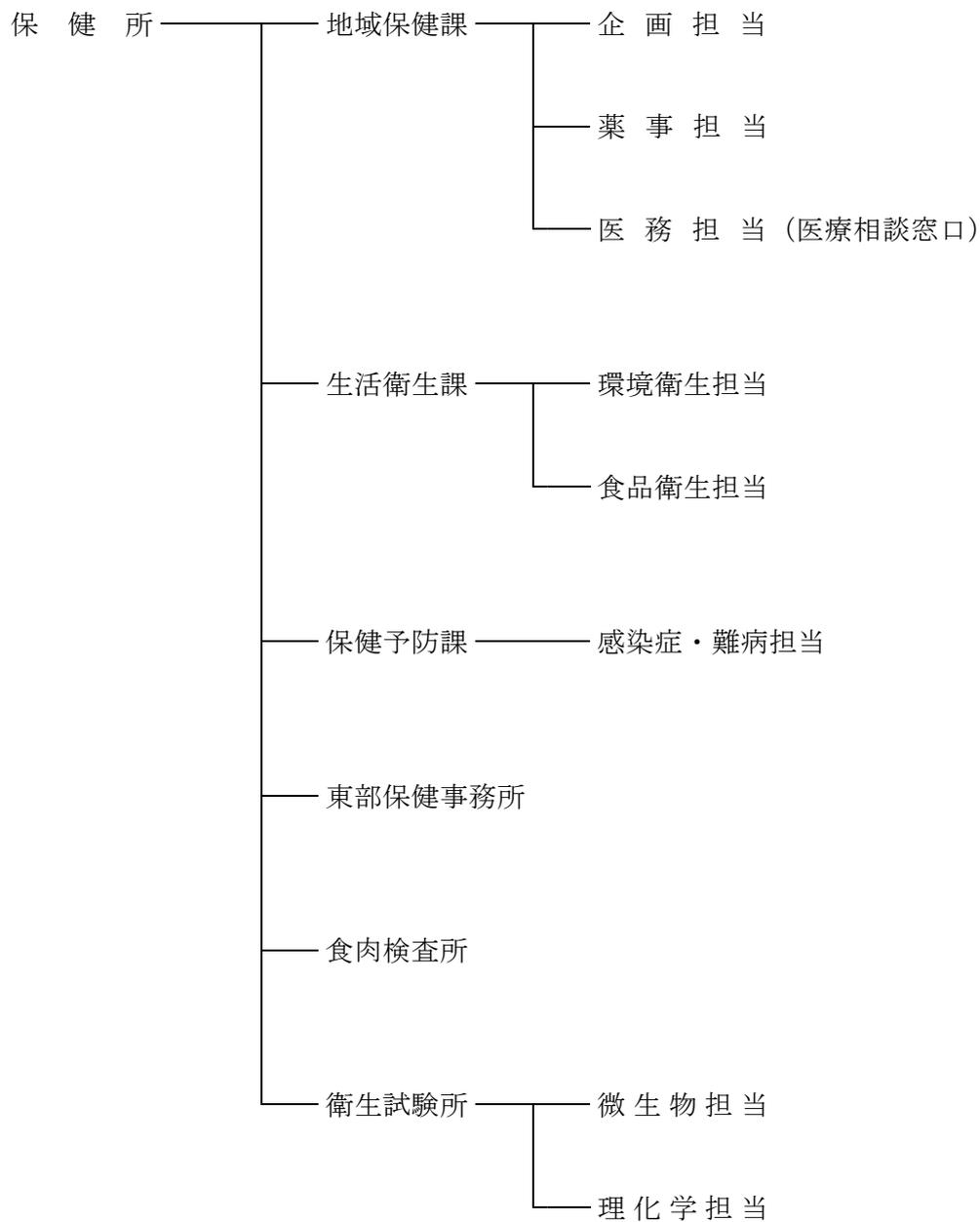
| | |
|------------|---|
| 53年 4月 1日 | 市民部国民保健課に属していた保健婦を保健所予防課の所属とする。 |
| 55年10月 1日 | 保健所庁舎内にあった夜間急病センターを、白鳥町13番32号に移設し、診療を開始する。 |
| 56年 6月 1日 | 健康づくりモデル地域育成事業を開始。 |
| 58年 4月 1日 | 老人保健法に基づく基本健康診査を保健所内および巡回により開始。 胃がん検診を医療機関委託により開始。 |
| 61年 4月 1日 | 函館市行政機構改正により、函館市亀田母子健康センターおよび西部健康相談室を廃止。保健所事務分掌規則の一部改正により、衛生課の「畜犬係」を「動物衛生係」に改める。 |
| 63年 4月 1日 | 保健所事務分掌規則の一部改正により、管理課の「衛生教育係」を廃止し、その事務を管理課「医務薬事係」と予防課に分掌させる。また、予防課の「保健看護係」を廃止し、主査制に改める。 |
| 10月31日 | 函館市野犬抑留所改築なる。 |
| 平成元年 4月 1日 | 乳がん検診、子宮がん検診を医療機関委託により開始。 |
| 9月26日 | 第1回保健所まつり（市民部所管）開催。 |
| 4年12月 1日 | HIV抗体検査を開始。 |
| 5年 4月 1日 | 保健所事務分掌規則の一部改正により、管理課に「衛生行政係」を新設し、衛生課の「営業衛生係」を廃止し、その事務を「環境衛生係」と「食品衛生係」に分掌させる。 また、「予防課」を「保健予防課」に改め、4係5主査制とし、「健康増進係」「予防係」「成人保健係」「保健福祉係」の各係とする。 |
| 5年 5月 1日 | 運動普及推進員制度を創設。 |
| 8月12日 | 保健所庁舎内にエレベーターを新設し、供用開始する。 |
| 6年 9月 1日 | 肺がん検診を医療機関委託により開始。 |
| 7年 3月 1日 | 市民健康づくり推進員制度を発足。 |
| 4月 1日 | 保健所事務分掌規則の一部改正により、保健予防課に主幹を設ける。 保健・福祉の連携による「高齢者保健・福祉総合相談窓口」を保健所と中央福祉事務所に開設。 |
| 9月 6日 | 女性健康診査（骨量測定検査を含む）を開始。 |
| 9月22日 | 骨粗しょう症検診を開始。 |
| 8年 4月 1日 | 保健所事務分掌規則の一部改正により、保健予防課の主幹を廃止し、保健予防課を「保健予防課」と「健康増進課」に分割する。これにともない旧保健予防課の「予防係」と「保健福祉係」を廃止し、保健予防課に「感染症対策係」、 「母子保健係」、 「精神保健係」を新設する。また、健康増進課に旧保健予防課の「健康増進係」、 「成人保健係」を分掌する。 「高齢者保健・福祉総合相談窓口」を亀田福祉事務所に開設。 |
| 9年 4月 1日 | 市民健康まつり、市民部より移管。 |
| 6月 1日 | 大腸がん検診を医療機関委託により開始。 |
| 6月16日 | 老人性痴呆予防健康診査「はつらつ健診」を開始。 |
| 10年 3月23日 | 母子の健康や育児環境の向上を目指し、「函館市母子保健計画」を策定。 |
| 10月 1日 | 第10回市民健康まつり（実行委員会主催）開催。 |
| 11年 4月 1日 | 衛生試験所設置条例施行規則の一部改正により、係を廃止し、主査制を置く。 「函館市空き地の雑草等の除去に関する条例」を制定。 |
| 7月22日 | |
| 13年10月18日 | 牛海綿状脳症（BSE）スクリーニング全頭検査を開始する。 |
| 14年 3月31日 | 健康診断を廃止。 |
| 4月 1日 | 保健所事務分掌規則の一部改正により、「衛生課」を「生活衛生課」に改める。また、保健予防課に「痴呆対策係」「難病対策係」を新設し、保健予防課の「母子保健係」を健康増進課へ移管する。 |
| 15年 3月 1日 | 「健康はこだて21」および「第2次函館市母子保健計画」を策定。 |

| | |
|-----------|--|
| 15年 4月 1日 | 「保健所」「衛生試験所」「健康増進センター」および「口腔保健センター」の4つの機能を有する「函館市総合保健センター」（五稜郭町23番1号）が完成し業務を開始する。 新庁舎落成式典挙行。 |
| 17年 4月 1日 | 保健所事務分掌規則の一部改正により、保健予防課の「痴呆対策係」を「認知症対策係」に改める。 |
| 11月27日 | 保健所来庁者駐車場に自動管理システムを導入し、供用開始する。 （供用時間 7時から21時30分まで） |
| 18年11月29日 | 「函館市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定。 |
| 19年 4月 1日 | 保健所事務分掌規則の一部改正により、戸井支所、恵山支所、鍛法華支所、南茅部支所の保健衛生業務を掌る「東部保健事務所」が新設される。 また、生活衛生課、保健予防課、健康増進課において係を廃止し、主査制を置く。 衛生試験所で3担当制を2担当制とし、環境試験を廃止する。保健所の「高齢者保健・福祉総合相談窓口」を廃止する。 |
| 6月 1日 | 議会对応等の行政事務を所管させるため保健所参事1級を新設し、保健所長は医学的・疫学的な医師の専門分野に関する事項を所管する体制とする。 衛生試験所にノロウイルス検査機器（リアルタイムPCRシステム）を導入し、ノロウイルスの検査体制を整備する。 |
| 10月 1日 | 保健所事務分掌規則の一部改正により、健康づくり推進室を新設し、健康増進課を健康づくり推進室に所属する課とする。 |
| 20年 4月 1日 | 保健所事務分掌規則の一部改正により、保健所次長の廃止および医務長が新設される。 また、管理課の名称を保健企画課と改め係を廃止し、主査制を置く。医務薬事課を新設し、主査制を置く。 老人保健法が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正され、保健所で実施していた基本健康診査は廃止となり、新たに各医療保険者による特定健康診査と特定保健指導が開始される。 なお、函館市では市民部国保年金課所管による国民健康保険加入者への特定健康診査と、健康づくり推進室健康増進課所管による特定保健指導が6月から開始される。 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する、こんにちは赤ちゃん事業を開始する。 函館市医療安全支援センターを保健所内に設置し、事務局を医務薬事課に置く。（医療相談窓口） |
| 20年 9月 1日 | 健康体操「函館いか踊り体操」を創作。 |
| 9月29日 | 「健康はこだて21（改訂版）」を策定。 |
| 12月 1日 | 白鳥町13番32号にあった夜間急病センターを、函館市総合保健センター2階に移設、社団法人函館市医師会を管理者として指定管理者制度を導入する。 保健所来庁者駐車場の供用時間を変更する。 （供用時間 7時から翌日2時まで） |
| 21年 4月28日 | 新型インフルエンザ（A/H1N1）の流行に対応するため、函館市新型インフルエンザ対策本部を設置し、各種対策を実施する。 |
| 9月 1日 | 女性特有のがん検診推進事業を開始する。 |
| 22年 4月 1日 | 地域に親しまれてきた銭湯を確保することを目的に、市が支援を行う普通浴場の基準を定めた「函館市普通浴場の確保を図るための指針」を策定。 |
| 6月 8日 | 温泉資源の適正利用と温泉資源保護を目的とした「函館市温泉資源保護指針」を策定。 |
| 8月12日 | 「函館市新型インフルエンザ対策行動計画（改訂版）」を策定。 |
| 23年 1月 1日 | 子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種事業を開始する。（※平成25年4月、定期接種化） |

| | |
|-----------|--|
| 23年 3月29日 | 「はこだてげんきな子 食育プラン（函館市食育推進計画）」を策定。 |
| 4月 1日 | 保健所事務分掌規則の一部改正により，母子保健課を新設し，健康づくり推進室に所属する課とする。 |
| 6月 3日 | 自殺予防対策として，夜間の電話相談「函館いのちのホットライン」を開設。 |
| 6月21日 | 平成24年7月24日の地上デジタル放送への完全移行に伴い，総合保健センター周辺世帯のテレビ難視聴が解消されることから，函館市総合保健センターから各難視聴世帯に敷設していた，電波障害防除設備の撤去工事に着手（8月26日完了）。 |
| 8月21日 | 第23回市民健康まつり（実行委員会主催）開催。市民健康まつりの開催は，平成23年度をもって終了となる。 |
| 9月 1日 | 働く世代への大腸がん検診推進事業，肝炎ウイルス検診個別勧奨事業を開始する。 |
| 24年 3月22日 | 市立函館保健所運営協議会条例を廃止。同協議会の開催は，平成23年度をもって終了となる。 |
| 4月 1日 | 福祉・保健行政等の組織再編により，保健所と福祉部を統合し「保健福祉部」を，子どもに関する施策を一元的に所管する「子ども未来部」を新設する。保健所は地域保健法に規定する保健所業務を専門的に所管する組織として，保健福祉部内に位置付ける。 保健所内の組織機構については，保健所参事1級および健康づくり推進室を廃止し保健所次長を新設，保健企画課と医務薬事課を統合して地域保健課を新設し，保健予防課の精神保健・認知症担当と健康増進課は保健福祉部に，医務長および母子保健課は子ども未来部に移管する。 これらの組織再編により保健所は，地域保健課，生活衛生課，保健予防課，東部保健事務所，食肉検査所，衛生試験所の3課3所体制となる。 犬または猫の引取り手数料を新設し，犬抑留所の管理業務を民間委託する。 |
| 24年 7月11日 | 衛生試験所に食品の残留農薬検査機器（液体クロマトグラフ質量分析装置）を導入する。 |
| 24年12月 7日 | 衛生試験所に放射性物質検査機器（ゲルマニウム半導体検出器）を導入する。 |
| 25年 2月 1日 | 食品の放射性物質に係る依頼検査を開始する。 |
| 25年 7月 1日 | 全頭検査を実施してきた牛海綿状脳症（BSE）スクリーニング検査対象月齢を「48か月超」に引き上げる。 |
| 26年 4月 1日 | 風しん抗体検査を開始する。 |
| 26年 4月28日 | 「函館市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定。 |
| 26年 7月 1日 | 夜間急病センターの診療時間を30分延長する。 （診療時間 19時30分から翌日の0時30分まで） |
| 26年10月 1日 | 高齢者肺炎球菌感染症予防接種事業（定期接種）を開始する。 |
| 27年 4月 1日 | 難病法に基づき「函館市難病対策地域協議会」を設置。 |

4 組織機構

(1) 機 構



(平成27年4月1日現在)

(2) 職員数（平成27年4月13日現在）

① 職位別・職種別職員数

| 課・担当 職 種 | 総 数 | 保健所長 | 保健所次長 | 地域保健課 | | | 生活衛生課 | | | 保健予防課 感染症・ 難病担当 | 東部 保健事務 所 | 食肉 検査所 | 衛生 試験所 | | |
|-------------|----------|------|-------|-------|----------|----------|----------|----|----------------|-----------------------|-----------------|-----------|-----------|----------------|---|
| | | | | 計 | 企画 担当 | 薬事 担当 | 医務 担当 | 計 | 環境 衛生担 当 | | | | | 食品 衛生担 当 | |
| 職員総数 | 58 | 1 | 1 | 9 | 3 | 3 | 3 | 17 | 9 | 8 | 11 | 8 | 6 | 5 | |
| 職 位 | 所 長 | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | |
| | 所 次 長 | 1 | | 1 | | | | | | | | | | | |
| | 課 長 | 4 | | | | *1 | | 1 | 1 | | 1 | 1 | 1 | *1 | |
| | 主 査 | 16 | | | 3 | 1 | 1 | 1 | 6 | 3 | 3 | 2 | 2 | 1 | 2 |
| | 一 般 | 36 | | | 6 | 2 | 2 | 2 | 10 | 5 | 5 | 8 | 5 | 4 | 3 |
| 職 種 | 医 師 | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | |
| | 獣 医 師 | 11 | | | | | | 4 | 2 | 2 | | | 6 | 1 | |
| | 薬 剤 師 | 3 | | | 2 | | 1 | 1 | 1 | | 1 | | | | |
| | 保 健 師 | 15 | | | 2 | | 1 | 1 | | | 6 | 7 | | | |
| | 看 護 師 | 1 | | | 1 | | | 1 | | | | | | | |
| | 臨床検査技師 | 2 | | | | | | | | | | | | 2 | |
| | 栄 養 士 | | | | | | | | | | | | | | |
| | その他(事務系) | 22 | | 1 | 4 | 3 | 1 | | 11 | 6 | 5 | 5 | 1 | | |
| 〃 (技術系) | 3 | | | | | | | 1 | 1 | | | | | 2 | |

*は事務取扱および兼務職員

② 監視員等職員数

| | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|----|---|--|---|--|---|---|----|---|---|----|---|---|--|
| 医療監視員 | 7 | 1 | | 6 | | 3 | 3 | | | | | | | |
| 薬事監視員 | 4 | 1 | | 3 | | 2 | 1 | | | | | | | |
| 食品衛生監視員 | 18 | | | | | | | 12 | 4 | 8 | | | 6 | |
| 環境衛生監視員 | 17 | | | | | | | 17 | 9 | 8 | | | | |
| 温泉監視員 | 9 | | | | | | | 9 | 9 | | | | | |
| 狂犬病予防員 | 4 | | | | | | | 4 | 2 | 2 | | | | |
| 感染症法15条4および35条 | 17 | | | | | | | | | | 10 | 7 | | |
| と畜検査員 | 6 | | | | | | | | | | | | 6 | |

(3) 事務分掌

| | | |
|-------|---------|--|
| 保健所 | 保健課 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 施設の整備および管理に関すること。 (2) 衛生行政に係る企画および調整に関すること。 (3) 地域保健医療に関すること。 (4) 人口動態調査および国民生活基礎調査に関すること。 (5) 夜間急病センターに関すること。 (6) 医療法, 医師法, 歯科医師法, 歯科衛生士法, 歯科技工士法, 診療放射線技師法, 臨床検査技師等に関する法律, 保健師助産師看護師法, あん摩マッサージ指圧師, はり師, きゆう師等に関する法律, 柔道整復師法, 栄養士法および死体解剖保存法に関すること。 (7) 医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律, 薬剤師法, 毒物及び劇物取締法, 麻薬及び向精神薬取締法, 大麻取締法, あへん法, 覚せい剤取締法, 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律, 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律および北海道急性中毒患者届出条例に関すること。 (8) 医療施設等に係る調査, 指導および諸報告に関すること。 (9) 医療相談窓口に関すること。 (10) 母体保護法に基づく受胎調節実地指導員に関すること。 |
| | 生活衛生課 | <ul style="list-style-type: none"> (1) そ族昆虫等に関すること。 (2) 建築物の衛生指導に関すること。 (3) 上水道および飲料水の衛生に関すること。 (4) 温泉法に関すること。 (5) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律, 公衆浴場法, 理容師法, 美容師法およびクリーニング業法に関すること。 (6) 墓地, 埋葬等に関する法律および北海道胞衣及び産わい物処理条例に関すること。 (7) 食品表示法に関すること (国民の健康の保護を図るために必要な食品に関する表示の事項および食品等の収去に係るものに限る。)ならびに食品衛生法, 製菓衛生師法, 調理師法, 食品の製造販売行商等衛生条例およびかきの処理等に関する衛生条例に関すること。 (8) 食品衛生優良店舗の表彰に関すること。 (9) 興行場法および旅館業法に関すること。 (10) 狂犬病予防法に関すること。 (11) 犬による危害の防止に関すること。 (12) 動物の愛護及び管理に関する法律に関すること。 (13) 化製場等に関する法律に関すること。 |
| | 保健予防課 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関すること。 (2) 定期の予防接種 (インフルエンザおよび高齢者の肺炎球菌感染症に係るものを除く。)を除く予防接種法に関すること。 (3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に関すること。 (4) 健康増進法に基づく肝炎ウイルス検診に関すること。 (5) 感染症診査協議会に関すること。 (6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく保健所長の権限に属する事務および相談指導等に関すること。 (7) 難病に関すること (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係るものを除く)。 (8) 原子爆弾被爆者に対する健康診断の実施の通知等に関すること。 |
| | 東部保健事務所 | <p>戸井支所, 恵山支所, 椴法華支所および南茅部支所の所管区域内の次に掲げる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関すること。 (2) 定期の予防接種 (インフルエンザおよび高齢者の肺炎球菌感染症に係るものに限る。)に関すること。 (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく保健所長の権限に属する事務および相談指導等に関すること。 (4) 難病に関すること (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係るものを除く)。 |
| | 食肉検査所 | <ul style="list-style-type: none"> (1) と畜場法に関すること。 (2) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に関すること。 |
| 衛生試験所 | | <ul style="list-style-type: none"> (1) 微生物学的な試験検査および調査研究ならびにこれらの指導に関すること。 (2) 理化学的な試験検査および調査研究ならびにこれらの指導に関すること。 (3) その他保健衛生に係る試験検査および調査研究ならびにこれらの指導に関すること。 |

5 保健所関連施設

- (1) 函館市総合保健センター
所在地 函館市五稜郭町23番1号
敷地 5,750.67㎡
(駐車場70台,うち身障者用2台)
建物 7,986.96㎡
(地上4階,塔屋階1階)
構造 鉄骨鉄筋コンクリート造



- (2) 函館市犬抑留所
所在地 函館市見晴町36番地4
敷地 1,712.39㎡
建物 140.40㎡
構造 補強コンクリートブロック造



- (3) 東部保健事務所
所在地 函館市新浜町156番地1
(函館市榎法華支所2階)



- (4) 食肉検査所
所在地 函館市西桔梗町555番地5
(株北海道畜産公社道央事業所函館工場内)
建物 140.94㎡
構造 木造モルタル平屋建
(株北海道畜産公社道央事業所函館工場から借上)



6 予 算 (一般会計)

(単位：千円)

| 款 項 目 | 平成27年度 当初予算額 | 財 源 内 訳 (平成27年度分) | | | | | | 平成26年度 当初予算額 |
|----------------|-----------------|-------------------|--------|--------|--------------|--------|---------|-----------------|
| | | 特 定 財 源 | | | | | 一般財源 | |
| | | 国 庫 支 出 金 | 道支出金 | 起 債 | 使用料及 び手数料 | そ の 他 | | |
| 衛生費 | 441,592 | 23,391 | 19,786 | 10,000 | 60,592 | 13,385 | 314,438 | 361,722 |
| 保健衛生費 | 441,592 | 23,391 | 19,786 | 10,000 | 60,592 | 13,385 | 314,438 | 361,722 |
| 保健衛生 総務費 | 204,847 | — | 12,956 | 10,000 | 1,055 | 13,385 | 167,451 | 107,245 |
| 総合保健 センター費※ | — | — | — | — | — | — | — | 74,837 |
| 公衆衛生 費 | 13,081 | — | — | — | 7,920 | — | 5,161 | 11,009 |
| 健康増進 事業費※ | — | — | — | — | — | — | — | 700 |
| 予防接種 費 | 152,008 | — | — | — | — | — | 152,008 | 99,566 |
| 衛生試験 所費 | 14,475 | 25 | — | — | 10,653 | — | 3,797 | 11,186 |
| 保健所費 | 43,468 | 21,997 | 4,235 | — | 2,325 | — | 14,911 | 41,131 |
| 環境衛生 費 | 13,713 | 1,369 | 2,595 | — | 38,639 | — | △28,890 | 16,048 |

※平成27年度予算から、保健衛生総務費に含まれる。

7 各種協議会・専門委員会

(1) 市立函館保健所感染症診査協議会

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第24条および「市立函館保健所感染症診査協議会条例」に基づき、市長の諮問に応じ、入院勧告および入院の期間の延長ならびに医療費の負担に関する必要な事項の審議を行うため、感染症診査協議会を設置し、現在次の方々に委員を委嘱している。

市立函館保健所感染症診査協議会委員（平成27年4月1日現在）

| 区分 | 氏名 | 公職または役職名 | 結核部会兼務 |
|-----|-----------|------------------|--------|
| 会長 | 森 裕 二 | 函館五稜郭病院副院長 | ○ |
| 副会長 | 小 熊 恵 二 | 介護老人保健施設ゆとりろ副施設長 | ○ |
| 委員 | 蒲 池 匡 文 | 亀田病院理事長 | ○ |
| 〃 | 酒 井 好 幸 | 市立函館病院主任医長 | |
| 〃 | 川 合 裕 紀 子 | 元中学校校長 | ○ |
| 〃 | 山 内 良 輔 | 弁護士 | ○ |

(2) 函館市予防接種健康被害調査委員会

函館市が実施した予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理を行うため、函館市予防接種健康被害調査委員会を設置し、現在次の方々を委員に指定している。

函館市予防接種健康被害調査委員会（平成27年4月1日現在）

| 区分 | 氏名 | 公職または役職名 |
|----|---------|-----------|
| 委員 | 萩 沢 正 博 | 函館市医師会副会長 |
| 〃 | 森 研 一 | 函館市医師会理事 |
| 〃 | 要 藤 裕 孝 | 札幌医科大学講師 |
| 〃 | 山 田 隆 良 | 市立函館保健所長 |

(3) 函館市エイズ対策推進協議会

エイズの感染予防およびまん延防止について、関係機関・団体と連携を図りながら総合的に推進するため、函館市エイズ対策推進協議会を設置し、現在次の方々を委員に指定している。

函館市エイズ対策推進協議会委員（平成27年7月1日現在）

| 区分 | 氏名 | 公職または役職名 |
|----|---------|-----------------------|
| 委員 | 橋 本 友 幸 | 函館市医師会副会長 |
| 〃 | 小葉松 洋 子 | 函館・性と薬物を考える会会長 |
| 〃 | 木 下 透 | 北海道赤十字血液センター函館事業所副所長 |
| 〃 | 佐 竹 聡 | 函館市中学校長会 |
| 〃 | 佐々木 光 晴 | 北海道高等学校長協会道南支部 |
| 〃 | 堤 豊 | 市立函館病院（エイズ拠点病院）血液内科科長 |
| 〃 | 安 藤 眞 理 | 函館人権擁護委員協議会 |